

令和4年度（第73回）

# 全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 金尾文敬

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で73回目を迎えます。

本年度は

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして展開されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、三重県で働く一般労働者の年間総実労働時間は、依然として、2,000時間前後で推移し、昨年度も、脳・心臓疾患事案で1件、精神障害事案で11件が労災認定されています。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、中規模事業場以上（労働者数50人以上）で9割を超えているものの、小規模事業場（労働者数50人未満）では6割にとどまっています。

さらに、職業性疾病（新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。）は、腰痛が全体の7割程度を占め、そのうち60歳以上の高齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、事業場内での大規模な集団感染事案が発生しており、本年7月末時点で551人（令和3年は一年間で408人）と急増しています。

このような状況を踏まえ、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備とともに、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した新型コロナウイルス感染予防対策の継続が求められています。

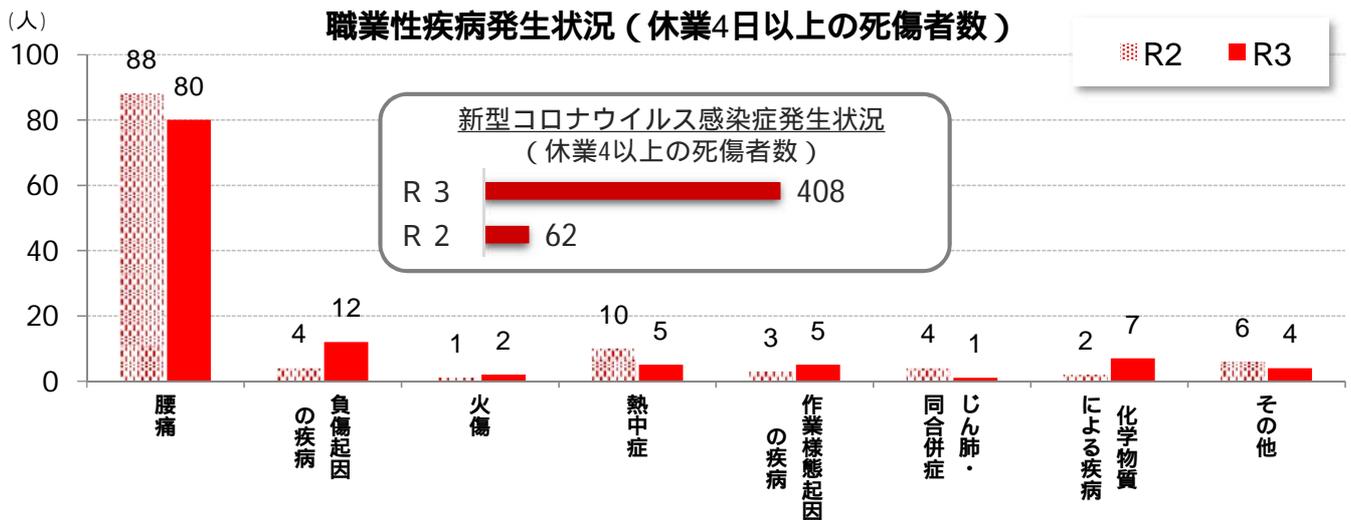
皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



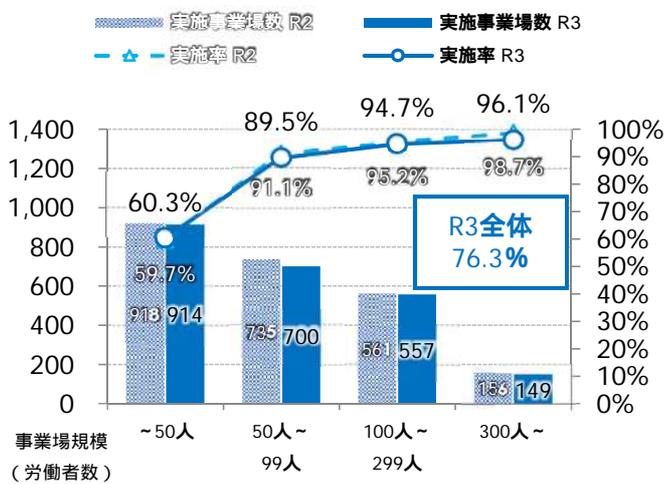
令和4年度（第73回）全国労働衛生週間  
期 間 令和4年10月1日～10月7日  
準備期間 令和4年9月1日～9月30日



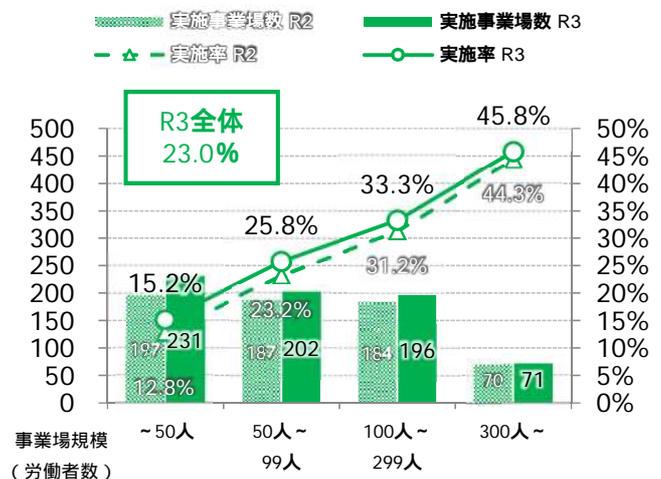
# 【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



## メンタルヘルス対策取組状況



## 仕事と治療の両立支援取組状況



## 労働衛生に関するお知らせ

- 職場における「労働衛生基準」が変わりました**  
 事務所における照度、職場に設置するトイレ（便所）の設置基準などが見直されました。
- 化学物質規制の仕組みが変わります**  
 規制対象物質が拡大されるとともに、リスクアセスメント実施を義務化とし、リスク評価に基づき「自立的な管理」によるばく露低減措置などが必要となります。
- 建築物等解体工事における石綿ばく露防止のための措置が強化されました**  
 本年4月から、一定規模以上の建築物や工作物の解体を行う場合、事前調査の結果等の報告が義務となりました。

詳しくは、「三重労働局 労働衛生特設ページ」をご覧ください  
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

三重労働局 労働衛生特設

検索

